

docomo Developer support API共通ガイドライン

第 2.0.9 版

2018年4月11日
株式会社NTTドコモ



改版履歴

日付	版	変更内容
2013/11/11	1.0.0	初版
2014/3/17	2.0.0	<ul style="list-style-type: none"> ・2.2 章のフロー図を修正 ・2.5.1 章の内容を修正 ・3.4 章を削除 ・以下の章を追加 <ul style="list-style-type: none"> 2.3.2. 本人確認が必要なAPIについて 3. 本人性確認書類について
2014/5/23	2.0.1	・2.5.1 章の内容を修正
2014/5/29	2.0.2	・2.3.1 章の内容を修正
2014/9/16	2.0.3	・2.5.1 章の内容を修正
2014/10/23	2.0.4	・2.3.1 章の表を修正
2014/11/28	2.0.5	・2.3. 章の内容を修正
2015/11/10	2.0.6	・5.5. API 利用申請・管理 名称を修正
2015/12/1	2.0.7	2.3.1 API利用申請に必要なもの docomo ID の記載を d アカウントに変更
2017/10/13	2.0.8	2.3 章 ドコモ電話帳の記載削除 2.5 章 NTT テクノクロス社名変更、ドコモ電話帳の記載削除
2018/4/11	2.0.9	フォトコレクション の記載を d フォト に変更

目次

1.	はじめに	1
2.	APIをご利用頂くための手続き	2
2.1.	APIのご利用にあたって	2
2.2.	概要	2
2.3.	開発利用フェーズ	4
2.3.1.	API利用申請に必要なもの	4
2.3.2.	本人確認が必要なAPIについて	5
2.3.3.	ユーザに公開される情報について	5
2.4.	開発用 API キーへの API 機能追加	6
2.5.	商用利用フェーズ	6
2.5.1.	本登録申請に必要なもの	6
3.	本人性確認書類について	9
3.1.	必要書類	9
4.	APIご利用にあたっての基本レギュレーション	10
4.1.	APIの利用用途の記載	10
4.2.	API 利用解除の導線設置	11
4.3.	問い合わせサポート	11
4.4.	公序良俗に関するレギュレーション	12
4.4.1.	ドコモのユーザの信頼に背くもの	12
4.4.2.	品位に欠け、他人を中傷したり名誉を傷つけたりするもの	12
4.4.3.	社会倫理に沿わない、または関係法規に反するもの	13
4.4.4.	青少年の健全な育成を妨げるもの	13
4.5.	ご注意事項	14
5.	その他(docomo Developer support について)	15
5.1.	初めての方へ	15
5.2.	API 提供	15
5.3.	開発情報	15
5.4.	技術ブログ	15
5.5.	API 利用申請・管理	15
5.6.	アカウント情報の確認・変更	15
5.7.	アカウント削除	15
5.8.	API コンソール	15
5.9.	お問い合わせ	16

1. はじめに

docomo Developer support の API ご利用にあたっては、ドコモが別途定める「利用規約」に加え、本ガイドラインが適用されます。本ガイドライン(特にレギュレーションに関する事項)が適用される範囲は、API を利用するサービス(以下「API 利用サービス」といいます)のリンク先、広告掲載などの外部接続先も含まれます。

また、ご利用される API によっては個別にガイドライン(以下「個別ガイドライン」といいます)が規定されている場合があります。当該 API については、本ガイドラインのほか、個別ガイドラインも適用され、本ガイドラインと個別ガイドラインの間に矛盾等がある場合には、個別ガイドラインが優先的に適用されますのでご注意ください。

ドコモでは、API を利用するアプリケーションおよびその API 利用サービス内容を随時確認させていただきます。本ガイドラインおよび個別ガイドラインに沿わないケースが発見された場合は API のご利用を停止させて頂く場合がありますので、よくお読みになって API をご利用ください。

ドコモは本ガイドラインの内容を変更することがあります。docomo Developer support のご利用にあたっては最新のガイドラインを参照してください。

2. API をご利用頂くための手続き

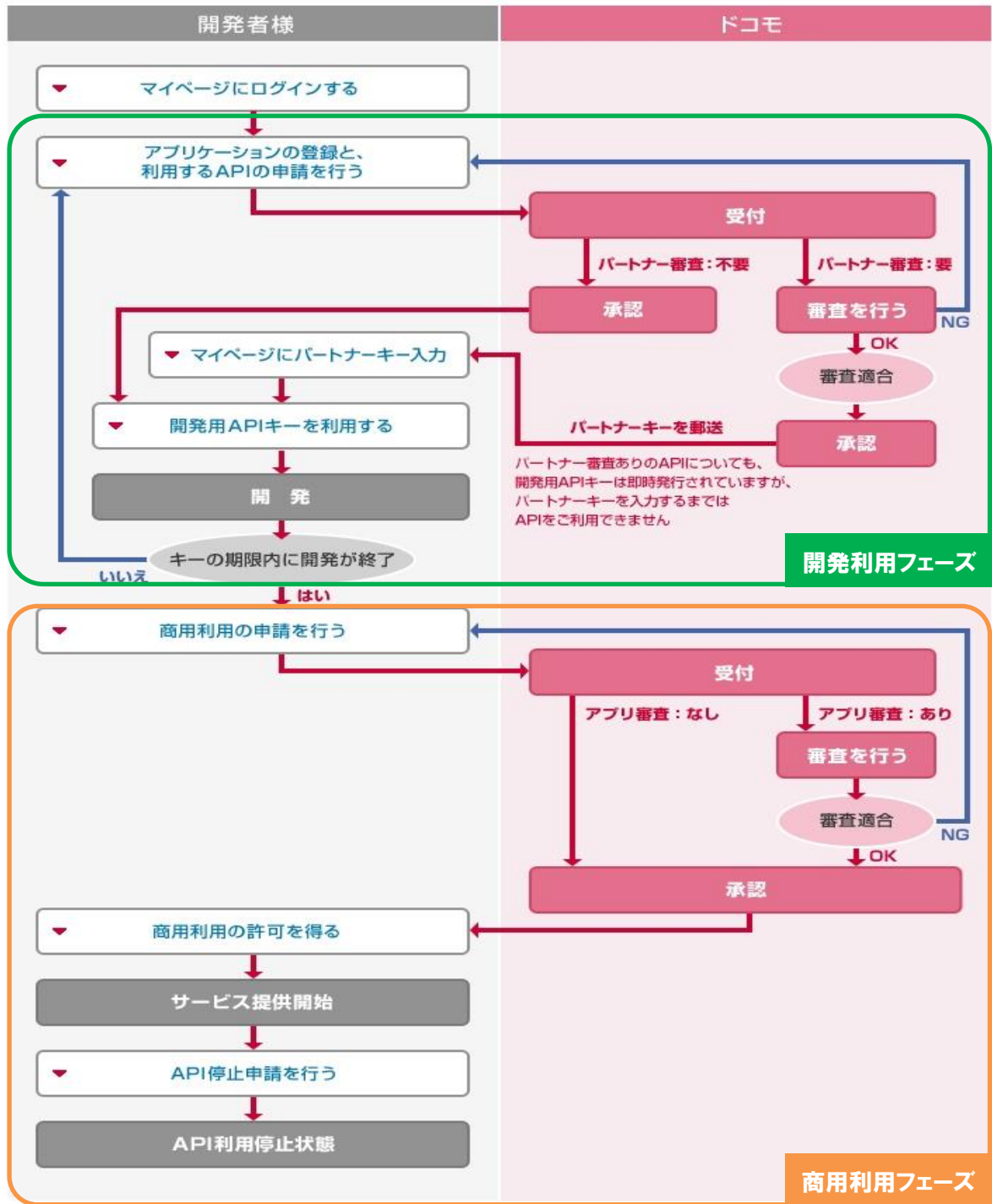
2.1. API のご利用にあたって

API のご利用にあたって、はじめに、docomo Developer support のアカウント登録が必要になります。アカウント取得後、マイページから API をご利用頂くための手続きを行ってください。

2.2. 概要

開発および商用利用にあたって、API をアプリケーションから実行するための「API キー」が必要となります。下記フローに従って API の利用申請を行い、API キーの発行を受けてください。なお、利用申請はアプリケーションごとに行う必要があります。アプリケーションの登録を行い、利用する API 機能を選んで利用申請を行ってください。

なお、API キーには「開発利用フェーズ」と「商用利用フェーズ」があり、それぞれ利用申請が必要となります。



まず、開発利用フェーズにおいてAPI利用申請を行うと、はじめに、有効期限などが制限されたAPIキー（開発用APIキー）が発行されます。この開発用APIキーを使ってアプリケーションの開発を行ってください。開発完了後の商用利用フェーズにおいては、docomo Developer supportのマイページから本登録申請を行ってください。審査に合格するとAPIキーの各種制限が解除され、API利用サービスの運用でご利用頂くことができます。

2.3. 開発利用フェーズ

開発利用フェーズでは、APIをご利用頂くために、開発するアプリケーション情報の登録と、利用するAPIの申請を行って頂きます。マイページにログインのうえ、「新規にAPI利用申請する」からAPI利用申請を行ってください。利用申請後、開発用APIキー(※1、※2)が発行されます。開発者の皆様はそのAPIキーを利用してアプリケーションの開発を行って頂くことが可能となります。本ガイドラインおよび個別ガイドラインをよくご確認のうえ、ご利用ください。

※1 一部のAPI(dフォト、データ保管BOX)については、開発用APIキーには次のような制限が設けられています。

・有効期間:90日

有効期間を過ぎるとAPIキーが無効になります。

有効期間の延長は原則できません。予めご了承ください。

※2 開発用APIキーに有効期間がないAPIについても、商用利用時に「本登録申請」を行う必要があります。「本登録申請」を行わずに商用利用されている場合、ドコモから「本登録申請」を依頼するご連絡をさせていただくことがございます。商用利用とは、開発、検証目的以外でのアプリケーション利用を言い、Google Play※、App Storeなどのアプリケーションマーケットへの登録、ウェブサイト上での一般公開、社内利用などを含みます。

※ Google Play は、Google Inc.の商標または登録商標です。

2.3.1. API利用申請に必要なもの

ドコモがAPI利用申請の審査をするために、docomo Developer support サイト上において以下の事項をご登録頂く必要があります。

NO	項目	M/O	概要
1	アプリケーション名	必須	開発するアプリケーションの名称
2	アプリケーション概要	必須	開発するアプリケーションの内容(提供概要を記載)
3	API 利用サービス開始 予定日	必須	開発するアプリケーションのAPI利用サービス開始予定日
4	API 利用サービスアイコ ン画像	任意	開発アプリケーションのアイコン
5	アプリケーションタイプ	必須	ウェブアプリケーションもしくはネイティブアプリケーションのいずれかを選択 なお、ウェブアプリケーションはウェブサーバ上で動作するアプリケーションをいい、ネイティブアプリケーションはAndroidなどの端末にインストールして動作するアプリケーションをいう

6	コールバックURL	必須	ユーザ認証を必要とする API が認証を行う場合のコールバック URL プロトコルには https を指定すること
7	提供者名	必須	エンドユーザが dアカウント認証をする際に、エンドユーザへアプリケーション提供者として公開される名前
8	サポートメールアドレス	必須	開発するアプリケーションに関する連絡先メールアドレス
9	サイトURL	任意	API 利用サービス提供のサイト URL アプリケーションタイプがウェブアプリケーションの場合は本登録申請時に必須
10	名前(姓名)	必須 ※	開発者様のお名前(姓名)
11	名前(フリガナ)	必須 ※	開発者様のお名前(フリガナ)
12	居住国(国)	必須 ※	開発者様お住まいの国名
13	電話番号	必須 ※	開発者様のお電話番号

※商用利用フェーズ移行時にドコモの審査が必要となる API をご利用申請頂く場合のみ入力必要

2.3.2. 本人確認が必要なAPIについて

一部の API では、ご利用頂くために開発者の本人確認審査を実施させて頂くものがあります。API 利用申請で該当の API を選択した場合、ドコモによる本人確認審査(パートナー審査)を実施致しますので、API 利用申請の画面の中で開発者身元確認書類を提出してください。必要な書類については、本ガイドラインの「3.本人性確認書類について」をご確認ください。

審査に合格するとメールで通知すると共に、「パートナーキー」が記載された書類が指定された宛先へ郵送されます(開発者情報に記載された住所および開発者名称を宛先として郵送いたします。転送はできません。)。書類が届きましたら、docomo Developer support のマイページにパートナー審査状況ボックスがありますので、そちらから状況ご確認の上、郵送されたパートナーキーを設定してください。設定完了後、開発者にはパートナー権限が与えられ、パートナーにのみ許可された API を利用することができるようになります。

審査に不合格の場合もメールでご連絡致しますので、docomo Developer support のマイページのパートナー審査ボックスをご確認ください。不合格理由については「アカウント情報の確認・変更」の画面内に記載されます。修正後再申請を行う場合は、画面内の「再申請する」ボタンから実施してください。

2.3.3. ユーザに公開される情報について

以下の各項目はドコモが表示する画面上で、一般のお客様に公開されますのでご注意ください。

- ① API 利用サービスの名称

- ② 開発者名称
- ③ サポートメールアドレス
- ④ サイト URL
- ⑤ アイコン画像



図 1.一般のお客様に表示される画面のイメージ

2.4. 開発用 API キーへの API 機能追加

開発用 API キーでは、API の機能追加ができます。機能追加が必要な場合、docomo Developer support サイトの該当アプリケーションのページから「API 機能追加申請」を行ってください。

なお、API の機能追加を行った場合でも、開発用 API キーの有効期間の延長はございません。

2.5. 商用利用フェーズ

開発用 API キーを使ったアプリケーションの開発が完了しましたら、docomo Developer support サイトの該当アプリケーションのページから「本登録申請」を行ってください。ドコモの審査が必要な API をご利用頂く場合、本登録申請の際に以下に定める審査用書類を提出して頂く必要があります。審査では本ガイドラインの「4.API ご利用にあたっての基本レギュレーション」に則して API 利用サービス内容を確認させていただきます。審査に合格すると、開発用 API キーの各種制限が解除され、API 利用サービスの運用で該当する API をご利用頂けます。ドコモの審査が不要な API をご利用頂く場合、本登録申請を完了させることによって、API 利用サービスの運用で該当する API をご利用頂けます。

2.5.1. 本登録申請に必要なもの

ドコモが本登録申請の審査をするために、docomo Developer support サイト上において、以下の手続きに従って審査用書類を提出して頂く必要があります。

審査用書類: アプリケーションの企画説明書

※審査用書類は ZIP ファイルでまとめて提出してください。

※ZIP ファイルにはパスワード設定し、当該パスワードを docomo Developer support サイトに記載してください。

※提出可能なファイルの最大サイズは 20M となります。

※審査依頼: 申し送り事項等、必要な情報を記載してください。

なお、審査用書類の詳細は以下の通りです。

【アプリケーションの企画説明書】

下記についてご記載ください。

- イ) アプリケーション概要(どのように使われることを想定しているアプリケーションなのか)
- ロ) アプリケーションを実行するために必要な環境や操作手順(ハードウェア、URL、インストール方法、各種設定方法、入会・退会・ログイン方法等)、および API を利用する機能部分(リクエスト、レスポンスが行われる画面イメージおよび画面遷移図)など
- ハ) アプリケーションの提供条件
 - (ア) 提供対象となるユーザ(個人、法人の対象区別等)
 - (イ) 提供条件(無料、有料の区別等)
 - (ウ) 提供地域(日本国内、海外等の区別等)
 - (エ) GooglePlay や AppleStore 等のアプリケーション提供元、および提供アプリ名称
- ニ) アプリケーションを開発するうえで利用したドコモ提供の SDK(文字認識など)

なお、企画説明書の書式は自由です。

アプリケーション企画説明書で弊社が確認する主な観点は以下の通りです。

該当する API をご利用の場合、以下の記載事項を満たすよう、企画書作成をお願いします。

API	主な確認項目	確認方法
・全ての API	4.4 記載の公序良俗要件を満たしているか	サービス概要説明および画面遷移／画面イメージにて確認
・文字認識 API ・音声合成 API (Powerd by NTT テクノクロス) ・音声認識 API (Powerd by NTT テクノクロス)	当該 API の提供条件を満たしているか	提供先、提供条件にて確認
・トレンド記事抽出 API	第三者情報引用時の著作権処理表記がなされているか	サービス概要説明および画面遷移／画面イメージにて

		確認
・d フォト API ・データ保管 BOX API	・アプリケーション内の API の利用目的をユーザに説明できているかの画面上記載確認 ・アプリケーション内の API 利用解除のリンクが設置されているかの画面上記載確認 ・アプリケーション内にユーザから CP への問い合わせ先が用意されているかの画面上記載確認	サービス概要説明および画面遷移／画面イメージにて確認

3. 本人性確認書類について

3.1. 必要書類

ドコモが提供する API のうち、一部のご利用にあたり、ご提示が必要となる本人性確認書類につきましては以下のとおりとなります。

サービス提供者	提出書類	
個人	以下①～⑥のうち、いずれか1つ	
	① 運転免許証 (住所記載が裏面の場合は両面)	各都道府県公安委員会発行のもの(国際運転免許証は除く)
	② 日本国パスポート	
	③ 住民基本台帳カード	顔写真が掲載されているもの
	④ 外国人登録証明書または 残留カード	在留資格のあるもので、在留期限まで90日以上あるもの
	⑤ 身体障がい者手帳または療育手帳 または 精神障がい者保健福祉手帳	「顔写真」の欄がある場合は、顔写真が掲載されていること
	⑥ 健康保険証+以下のいずれか1つ ・公共料金領収証 ・クレジットカード ・学生証 ・住民票 ・外国人登録原票記載事項証 ※有効期限があるものは期限内のもの	公共料金領収証、住民票、外国人登録原票記載事項証明書は、発行日から3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの(「公共料金領収証」は、電気・都市ガス・水道・NTT東日本/NTT西日本の領収印がある領収証、または発行日(口座引落日)の記載がある口座振替済通知書に限ります) 学生証は、「氏名」、「生年月日」、「顔写真」または「現住所」が記載されているもの
法人	登記簿謄(抄)本 (現在(履歴)事項証明書) +お申し込みご担当者の名刺	「登記簿謄(抄)本(現在(履歴)事項証明書)」は、発行日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの ※『商号』『本店』『公告をする方法』『会社成立の年月日』『役員に関する事項』が含まれるようにして下さい(抜粋ページのみでも可)

・本人氏名、住所記載欄の確認ができない場合はドコモ側で申請を却下させていただきますのでご注意ください。

4. API ご利用にあたっての基本レギュレーション

ドコモが実施する本登録申請の審査では、申請内容が本ガイドライン、個別ガイドラインおよび利用規約に沿っているか確認いたします。申請内容が本ガイドライン、個別ガイドラインおよび利用規約沿わないケースが発見された場合は、APIのご利用を停止させて頂く場合がありますのでご注意ください。

4.1. API の利用用途の記載

エンドユーザの認証認可を必要とする API を利用開始する際には開発者サービス上でドコモクラウドを利用すると何ができるのか、エンドユーザにはどう見えるのか等利用用途を記載のうえ、API の認証認可画面に遷移するようにするようしてください。また、認証認可する場合は必ずそのサービス上で認証認可をエンドユーザに対して行ってください。別サービスで認証認可することで取得したアクセストークンを使つての API 利用は禁止します。

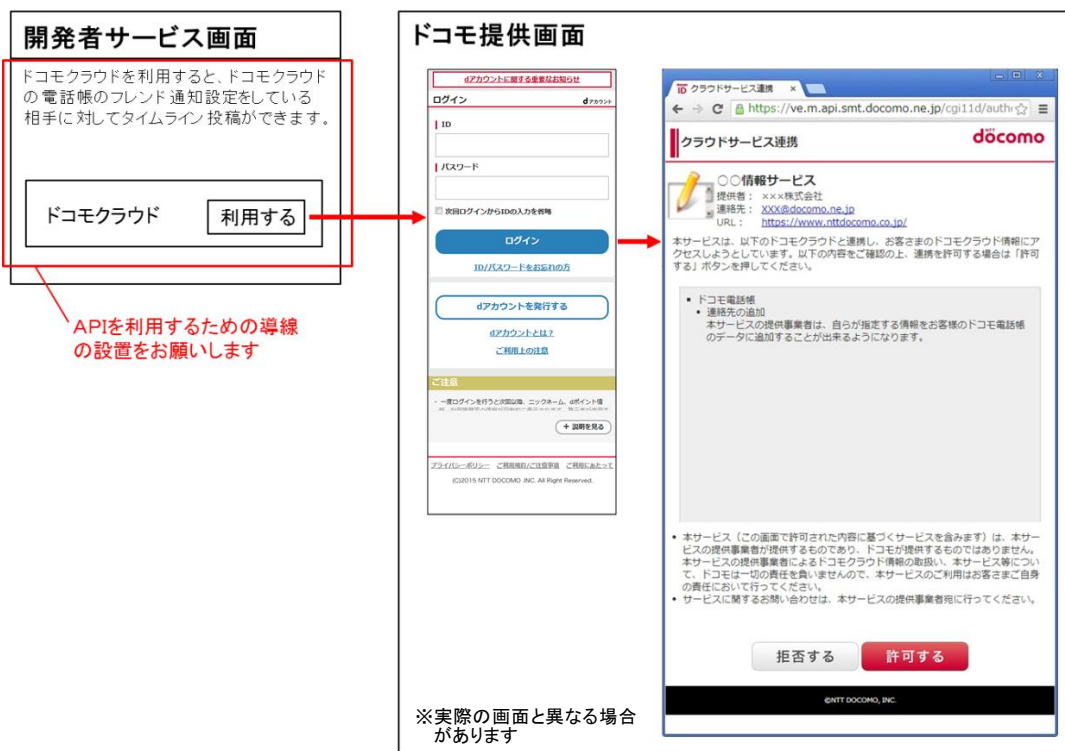


図 2. API認証認可画面の表示例

4.2. API 利用解除の導線設置

エンドユーザの認証認可を必要とする API の利用を解除するための導線として、ドコモが提供している「クラウドサービス連携解除画面」へのリンク(下記 URL)をアプリケーション上に配置してください。また、「クラウドサービス連携解除画面」への導線は下記 URL へ直接リンクするものとし、例えば、「本当に解除しますか？」のようなページを途中に挟まないようにしてください。

<https://api.smt.docomo.ne.jp/cgi9/auth/list>



図 3. API利用解除画面の表示例

4.3. 問い合わせサポート

API 利用サービスに関するエンドユーザからの問い合わせについては、API 利用サービス提供者様ご自身にてご対応頂きます。API 利用サービス内のわかりやすい場所に API 利用サービス提供者様への「お問い合わせ先」(確実に連絡の取れるメールアドレス、または電話番号)を明記するか、または同内容が確認できるページへのリンクをご用意頂くようお願いいたします(リンクとする場合、表記は「お問い合わせ」またはそれに類する表現としてください)。

4.4. 公序良俗に関するレギュレーション

以下の一に該当する場合は、docomo Developer support サービスの提供をお断りさせて頂く場合があります。

4.4.1. ドコモのユーザの信頼に背くもの

API 利用サービスは、良識のあるもので、ドコモのユーザ(以下「ドコモユーザ」といいます)の信頼に背くものであってはなりません。

＜提供できない API 利用サービスの具体例＞

- ① API 利用サービスの提供主体や目的が不明のもの
- ② API 利用サービスを有料で提供する場合は、お客様に表示している提供価格の対価が曖昧のもの、または、不正な課金行為など悪質な行為
- ③ API 利用サービスにおける表現が虚偽または不正確のもの(例:根拠のないギャンブル・投資の予想)
- ④ API 利用サービスが公序良俗に違反するもの(例:性表現、暴力表現、犯罪助長など)
- ⑤ API 利用サービスの内容が非科学的または迷信に類するもので、ドコモユーザを困惑させ、不安を与える恐れがあるもの
- ⑥ API 利用サービスが政治団体、宗教団体その他の団体への加入を勧誘し、または寄付を求めるもの
- ⑦ API 利用サービスにおいて、通常知覚できない技法によりドコモユーザの潜在意識に働きかける表現(サブリミナルなど)が用いられているもの
- ⑧ ドコモの承諾がないのに、API 利用サービスの内容をドコモが推薦、保証しているかのような表現を用いたもの
- ⑨ API 利用サービスが社会風俗に著しい悪影響を与える恐れのあるもの
- ⑩ API 利用サービスが多数のドコモユーザに不快感を与える恐れのあるもの
- ⑪ API 利用サービスの内容が多数のドコモユーザの性的感情を害する裸などの画像を含むもの(性行為を連想させる表現、脱衣とみなされる表現を含む)

4.4.2. 品位に欠け、他人を中傷したり名誉を傷つけたりするもの

API 利用サービスは品位に欠け、他人を中傷したり、名誉を傷つけたりするものなどであってはなりません。

＜提供できない API 利用サービスの具体例＞

- ① API 利用サービスの内容が、他人を中傷したり、名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となる恐れがあるもの(例:コミュニティの形成を目的とするサービスにおいて、プライバシーの保護、誹謗中傷への書き込み配慮がない、容易に不特定のお客さまと「出会い」を誘導する恐れがあるもの)

- ② API 利用サービスの内容が、人種、国籍、職業、性別、境遇、思想、信条、精神的・肉体的障害などにより不当に差別したり、差別を助長するもの
- ③ API 利用サービスの内容が、ドコモの提供するサービスを不当に否定、または中傷するもの

4.4.3. 社会倫理に沿わない、または関係法規に反するもの

API 利用サービスは、社会倫理に沿うもので、関係法規に反するものであってはなりません。

<提供できない API 利用サービスの具体例>

- ① 犯罪その他の法令違反行為を推奨、肯定、もしくは助長する恐れのあるもの（景品表示法、健康増進法、医師法、薬事法、賭博法、特定商取引に関する法律、資金決済法などへの違反行為）
- ② わいせつ物、児童ポルノの売買などを行うもの、売春、児童売春を助長するもの（出会い系サイト規制法、売春禁止法への違反行為）
- ③ 15歳以下の児童を被写体とした写真集など
- ④ 賭博を行い、または富くじの売買などを肯定もしくは助長する恐れのあるもの（クイズ懸賞については過度に課金を煽らない仕組みへの配慮、景品表示法の範囲内、賭博罪にあたらぬ旨の弁護士見解書の提出をして頂く場合があります）
- ⑤ 無限連鎖講、マルチ商法を行うもの
- ⑥ 窃盗、強盗、詐欺、恐喝、横領、背任その他の犯罪により入手した商品等の売買などを行うもの（効果効能への過大広告、執拗な勧誘、詐欺行為などが多い業種を扱うサービスも不可とします）
- ⑦ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他の他人の権利を侵害する商品等の売買などを行うもの
- ⑧ 覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、毒物、劇薬の使用を肯定もしくは助長する恐れのあるもの
- ⑨ 国際親善を害する恐れのあるもの
- ⑩ 他人の名義を冒用するもの
- ⑪ 氏名、肖像、商標、著作物などを権利者の承諾を得ることなく無断で使用したもの（出版物等の著作権元、タレント・アーティスト・スポーツ団体などの権利元、情報配信権利元とのコンテンツ提供契約確認が必要なサービスについては、情報配信権利元との提供契約書の提出をして頂く場合があります。RSSリーダーでニュースをプリセットしたものを提供する場合は、情報配信権利元との提供契約書をサービス審査の申請時に添付してください）
- ⑫ 公職選挙法その他の法令諸規則に違反または違反するおそれがあるもの

4.4.4. 青少年の健全な育成を妨げるもの

API 利用サービスは青少年の健全な育成を妨げるものであってはなりません。

<提供できない API 利用サービスの具体例>

- ① 射幸心や購買欲を過度に煽る恐れのあるもの

- ② 青少年の健全な育成に対して配慮することなく、暴力など個人の生命、身体の安全を害する恐れのある反社会的な行為を肯定・礼賛する表現を用いたもの（風俗営業法など、青少年への配慮が必要なサービスへの年齢注意喚起を必須とします）
- ③ 青少年が模倣した場合に生命身体の安全を害する可能性がある場合にあらかじめ注意を呼びかけるなどの措置をとらないもの、健全な社会通念に反し、品性を損なうような表現のもの（医療行為、医療行為と誤認させるような恐れがある、治療を目的とする疾患名を含むサービスはご遠慮下さい）自殺、自傷に及ぶ内容、深刻なものの取扱い(例)自殺マニュアル、リストカット対処等、向抗精神薬を推奨する内容表現、美容整形を推奨する内容表現 ※医療相談については厚生労働省の「医師法違反に該当しない」旨の意見書を提出して頂く場合があります。
- ④ 青少年の健全な育成に照らして、健全な社会通念に反し、品性を損なうような表現のもの

4.5. ご注意事項

【本基本レギュレーション変更の可能性】

ドコモは本基本レギュレーションを、開発者様およびエンドユーザのニーズ、社会情勢、ドコモを取り巻く環境などの変化、運営方針の変更などをふまえて、変更することがあります。

【APIのご利用をお断りするケース】

上記に定める他、ドコモが推奨できないと総合的に判断した場合には、開発者様による API のご利用をお断りする場合があります。

5. その他 (docomo Developer support について)

5.1. 初めての方へ

APIのご利用方法や利用申請方法についてご案内しています。

5.2. API 提供

APIの使い方や仕様に関する情報を掲載しています。

5.3. 開発情報

APIなどの各サービスに関する「よくある質問」や、最新事例など、API利用サービスの開発をサポートする情報を提供しています。

5.4. 技術ブログ

APIなどを利用したサービス開発に有用な情報を提供しています。

5.5. API 利用申請・管理

API キー等を発行するために必要な申請手続きや、登録済みのアプリケーション情報の確認を行うことができます。こちらの機能は docomo Developer support サイトにログイン後、マイページからご利用頂くことができます。

5.6. アカウント情報の確認・変更

登録済みのアカウント情報の確認や変更を行うことができます。こちらの機能は docomo Developer support サイトにログイン後、マイページからご利用頂くことができます。

5.7. アカウント削除

docomo Developer support のアカウント情報を削除します。こちらの機能は docomo Developer support サイトにログイン後、マイページからご利用頂くことができます。なお、アカウント情報の削除を行うと、以下のとおりとなりますのでご注意ください。

- ① docomo Developer support のマイページにログインすることができなくなります。
- ② 登録頂いた情報は、全て無効となります。
- ③ 現在登録中、ご利用中の API 機能はすべてご利用できなくなります。
- ④ API の各種申請、発行済みの API キー等はすべてアカウント情報の削除と同時に無効となります。

5.8. API コンソール

API について実際に試用し、応答結果をご確認いただくことができます。こちらの機能は docomo Developer support サイトにログイン後、マイページからご利用頂くことができます。

5.9. お問い合わせ

API およびスマートフォン向けサービス開発に関するお問い合わせを受け付けます。こちらの機能は docomo Developer support サイトにログイン後、マイページからご利用頂くことができます。

以上